

## キャッシュカード取扱規程

### (規程の趣旨)

- 第1条 この規程は、お客様と当社との間の当社の発行する「キャッシュカード」(以下「本カード」といいます。)に関する契約内容を定めることを目的とするものです。

### (カードの利用)

- 第2条 お客様は当社所定の方法により、当社に本カードの利用を申し込むものとし、当社が承諾した場合に本カードを利用できます。ただし、本サービスは法人のお客様はご利用できません。
- 2 本カードの利用にあたり、当社が定めた方法により暗証番号をお届いただきます。
- 3 本カードは、当社が設置する現金自動取引機又は本カードを利用できる提携先の金融機関(以下「提携先」といいます。)が設置する現金自動取引機(以下「提携先 ATM」といいます。また、当社が設置する現金自動取引機と提携先 ATMをあわせて、以下「ATM」といいます。)により本カードを確認し、ご使用の暗証番号がお届出の暗証番号と一致した場合にご利用できます。
- 4 当社はお客様に通知することなく ATM でのご利用サービスを変更することがあります。

### (ATMのお取扱要領)

- 第3条 ATMのお取扱要領は以下のとおりとします。
- (1) ご利用時間  
お客様が本カードを利用できる時間は、当社が定める時間(ただし、提携先 ATM の場合、提携先が別途利用不可として定める時間帯を除きます。)とします。
- (2) ご入金  
①ATM で現金をご入金されるときは、本カードと現金を挿入し、操作画面の案内に従って操作してください。  
②ATM でのご入金は、当社又は提携先が定めた券種・枚数、金額及び回数 の範囲内とします。
- (3) お引出し  
①ATM で現金をお引出しされるときは、本カードを挿入し、操作画面の案内に従って操作してください。なお、この場合、受領書又は金銭支払請求書の提出は必要ありません。  
②ATM で現金をお引出しされる場合のお引出し可能な最大金額は、当社がお客様の MRF、お預り金、SBI ハイブリッド預金、委託保証金等の残高、有価証券等のお取引及び精算状況等を勘案して当社が定める方法により算出した金額(以下「ATM 出金可能額」といいます。)の範囲内によるものとします。  
③ATM で現金をお引き出しされる場合のお引出し順序は、お客様の MRF 又はお預り金、SBI ハイブリッド預金の順序によるものとします。  
④前②③の定めに拘わらず、ATM で現金をお引出しされるときは、当社又は提携先が定めた券種・枚数、金額及び回数 の範囲内とします。  
⑤前②③④の範囲内のお引出しであっても、お客様が独自にお引出し上限金額又はお引出し回数等の制限を設けられた場合は、その制限の範囲内によるものとします。
- (4) 手数料

①ATMで現金をお引出しされる場合、所定の手数料をお支払いいただきます。

②前①の手数料は、ATMで現金をお引出しされる際に、当該お引出し金額とは別にお支払いいただくものとし、当該お引出し金額と手数料の合計額がATM出金可能額に満たない場合には、お引出しはできません。

(5) ATM故障時等の取扱い

停電、故障等の場合には、ATMによるお取扱いができません。

(本カード利用の制限)

第4条

当社は、本カードの改ざん、不正使用などが認められた場合、ATMでのご利用時に暗証番号を相違した場合、暗証番号の変更手続きにおいて変更前の暗証番号を相違した場合、本カードの諸変更手続きにおいて当社に本カードを送付又は預けられたことによりお手元に本カードがない場合、第7条に定める届出が行なわれない場合、その他お客様が本カードをご利用いただくことが不相当と当社が判断した場合には、本カードの全部又は一部のご利用を制限する場合があります。

(所有権、譲渡・質入れ等の禁止)

第5条

本カードの所有権は当社に属し、お客様は善良なる管理者の注意をもって使用し、保管するものとします。

2

本カードは、当社がお客様に貸与しているものです。本カードは、お客様本人のみが利用できるものとし、第三者に譲渡、貸与、質入れ又は担保に供することはできません。

(解約事由等)

第6条

次に掲げるいずれかに該当する場合には、本契約は解約されます。

(1) お客様が当社所定の方法により、本契約の解約を申し出た場合

(2) お客様が本規程の変更に同意なされない場合

(3) お客様が保護預り口座を解約した場合

(4) 当社がやむを得ない事由により、本契約の解約を申し出た場合

(5) 当社との全てのお取引が終了し、かつ、当社が定める一定期間を経過した場合

(6) 本カードの改ざん、不正使用などが認められた場合

(7) 当社の判断により、当社のすべてのお客様に対し、本カードの取扱いを終了した場合

(8) その他お客様が本カードをご利用いただくことが不相当と当社が判断した場合

2

本契約が解約された場合には、本カードを当社にご返却又は当社が指定する方法により処分していただきます。

(届出事項の変更等)

第7条

氏名、暗証番号、住所又は届出印その他当社へのお届出事項に変更があったときは、お客様は当社所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。

2

前項のお届出があったときは、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認められる書類等をご提示いただくことがあります。

(お客様から当社への連絡)

第8条

本カードを喪失(盗難・紛失等を含む)したとき、本カードを喪失した可能性があることを認識したとき、本カードを偽造されたとき、本カードを偽造される可能性があることを認識したとき、本カードの暗証番号を忘れたとき、本カードの暗証番号を第三者に知られたとき、本カードの暗証番号を第三者に知られた可能性がある

と認識したとき又は本カードを利用した ATM のお取引においてお客様が認知していないお取引があることが判明したときは、お客様は直ちに当社にご連絡していただきます。

- 2 前項のご連絡があった場合には当社所定の手続きにより、本カードのご利用の一時停止又は廃止を行います。
- 3 前項の本カードのご利用の一時停止の解除又は本カードの再発行を行う場合は、当社所定の手続きにより行います。この場合、再発行には相当の期間を置くとともに、保証人を求めることがあります。

#### (免責事項)

##### 第9条

当社は次の事由により生じた損害については、その責を負いません。ただし、法令に別の定めがある場合には、当該法令に従うものとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変又は外国為替市場の閉鎖、その他不可抗力と認められる事由により、金銭授受等本規程に定める取扱いが遅延し、又は不能となった場合
- (2) 通信機器、通信回線、コンピュータ等のシステム機器等の障害もしくは瑕疵、これらを通じた情報伝達システム等の障害もしくは瑕疵、又は第三者による妨害、侵入、情報改変等により、本規程に定める取扱いが遅延し、又は不能となった場合
- (3) 暗証照合機又は ATM で本カードを確認し、かつご使用の暗証番号とお届出の暗証番号とが一致していることを確認の上、お取引した場合（第13条に定める場合を除きます）
- (4) 本規程その他本カードの利用に関する定めに従って取扱った場合

#### (お客様の資産の分別管理)

##### 第10条

当社は、金融商品取引法第43条の2に掲げるお客様の資産の分別管理を、当社が定める営業日において ATM を利用したお取引の場合は当日中に行うものとします。ただし、当社が定める業務締時間後又は非営業日において ATM を利用したお取引については、翌営業日において分別管理をさせていただくものとします。

#### (お客様の ATM を利用したお取引の計上日)

##### 第11条

当社は、当社が定める営業日における ATM を利用したお取引を当日中に計上するものとします。ただし、当社が定める業務締時間後又は非営業日において ATM を利用したお取引については、翌営業日に計上させていただくものとします。

#### (総合取引約款等の適用)

##### 第12条

本規程に別段の定めがないときには、「総合取引約款」、「証券総合サービス取扱規程」、「インターネット取引取扱規程」、「保護預り約款」、「累積投資取引約款」、「外国証券取引口座約款」、「国内外貨建債券取引約款」、「振替決済口座管理約款」、「特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款」、「MRF 目論見書」及び「信用取引の契約締結前交付書面」等によるものとします。

- 2 前項の規定に係わらず、本カードの利用にあたっては、別に定める「累積投資取引約款」第7条については、以下のとおり読み替え適用することとします。

#### (キャッシング（即日引出）)

第7条 お客様は、中期国債ファンド、MMF 又は MRF について、前条の返還請求に基づき当社が引き渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受取りを希望する場合は、次の方法（以下「キャッシング」といいます。）によります。

- (1) キャッシングの申し込みがあった場合、当社は、中期国債ファン

ド、MMF 又は MRF の残高とキャッシングの申し込みがあった日の前日までの果実に基づき計算した返還可能金額又は 500 万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、中期国債ファンド、MMF 又は MRF を担保に金銭を貸出す事ができます。ただし、お客様の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。

(MRF)

返還可能金額=キャッシング申込日の所有口数×申込日の前日の基準価額

(中期国債ファンド、MMF)

返還可能金額=解約口数×基準価額+解約される受益証券に係るキャッシングの申し込みがあった日の前日までの分配金(A)－源泉税相当額{(A)×(所得税率+住民税率)}

(2) 前号のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、前号のキャッシングの貸出しによる金銭に相応する中期国債ファンド、MMF 又は MRF について、当該貸出しの担保としてその受益証券に質権を設定すると同時に、前条の換金手続を行います。

(3) 前号の換金手続に基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出残高全額の返済にあてます。

中期国債ファンド及び MMF については、当該金銭のうち、(1) のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差し引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、貸出金利として当社がもらい受けます。

(2) の換金手続に基づく金銭－(1) のキャッシングの貸出しによる金銭

また、MRF については、当該金銭とは別に、(1) のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差し引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、貸出金利として当社がもらい受けます。

解約される受益証券に係るキャッシングの申込日から当該受渡日の前日までの期間の分配金累計額(A)－源泉税相当額{(A)×(所得税率+住民税率)}

なお、当該貸出金利に相当する果実の明細はお客様にお知らせしないことがあります。

(4) 当社は、(2) の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の 1 口の元本価額(1 口=1 円)を下回ったときは、(2) の換金手続に基づく金銭と(1) のキャッシングの貸出しによる金銭及びその利息との差額をお客様に請求できるものとします。

2 前項の申し込みは、当社が承諾した場合に所定の手続によってこれを行うものとします。

(偽造カード及び盗難カードによる不正な引出し)

第 13 条 当社は、偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しについては、次の各号に定めるとおりに取り扱うものとします。

(1) 当社は、偽造カードによる ATM 引出しがなされたお客様に対して、当該 ATM 引出しによって引き出された金銭に相当する金額(当該 ATM 引出しに伴って手数料その他これに類似するものが引き落とされている場合は、その金額を含みます。以下同じ。)の補償を行います。

(2) 当社は、次に掲げる事項のいずれにも該当するときは、盗難カードによる

ATM 引出しがなされたお客様に対して、当該 ATM 引出しによって引き出された金銭に相当する金額の補償を行います。

- ①お客様が当該盗難に気付いてから、速やかに当社への通知が行われていること
  - ②当社の調査に対し、お客様より、遅滞なく、当該盗難に至った事情その他の当該盗難に関する状況について十分な説明が行われていること
  - ③お客様が、警察署に当該盗難に係る届出を提出していることその他の当該盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを、当社に対し示していること
- 2 当社は、前項第 1 号に定める偽造カードに係る補償の責任について、次に掲げる事由により免じられることとします。
- (1) お客様の故意により当該 ATM 引出しが行われたことを当社が証明した場合
  - (2) 当社が当該 ATM 引出しについて善意でかつ過失がないこと及びお客様の重大な過失により当該 ATM 引出しが行われたことを当社が証明した場合
- 3 当社は、第 1 項第 2 号に定める盗難カードに係る補償の責任について、次に掲げる事由により免じられることとします。
- (1) お客様の故意により当該 ATM 引出しが行われたことを当社が証明した場合
  - (2) 当社が当該 ATM 引出しについて善意でかつ過失がないこと及び次のいずれかに該当することを証明した場合
    - ①当該 ATM 引出しがおお客様の重大な過失により行われたこと
    - ②当該 ATM 引出しがおお客様の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他同居人又は家事使用人によって行われたこと
    - ③お客様が、被害状況に係る当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
  - (3) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、又はこれに付随して真正カードが盗難にあったことを当社が証明した場合
  - (4) 第 1 項第 2 号①に規定する当社への通知が、当該盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難カードを用いて行われた ATM 引出しが最初に行われた日）から 2 年を経過する日後に行われた場合
  - (5) 当該 ATM 引出しが、第 1 項第 2 号①に規定する当社への通知がなされた日の 30 日（当該通知をすることができないやむを得ない事情があることをお客様が証明したときは、その事情が継続している期間の日数を加えた日数）前の日の前に行われていた場合
- 4 当社は、第 1 項第 2 号に定める盗難カードに係る補償について、当社が、当該 ATM 引出しが盗難カードを用いて行われたことについて善意でかつ過失がないこと及び当該 ATM 引出しがおお客様の過失（重大な過失を除く。）により行われたことを証明した場合は、その補償を行わなければならない金額を、当該 ATM 引出しによって引き出された金銭に相当する金額の 4 分の 3 に相当する金額とします。
- 5 当社は、第 1 項各号の規定に基づく補償を受けることができることとされるお客様に対し、次のいずれかに掲げる請求権の全部又は一部に係る支払がされた場合においては、当社は、その支払の金額の限度でお客様に対して補てんを行う義務を免れるものとします。
- (1) 偽造カード又は盗難カードを用いて行われた ATM 引出しが弁済又は貸付けの効力を有しない場合にお客様が当社に対して有する当該 ATM 引出しに係るお客様の資産の返還請求権
  - (2) 偽造カード又は盗難カードを用いて行われた ATM 引出しが弁済又は貸付けの効力を有する場合にお客様が当該 ATM 引出しを受けた者その他の第三者に対して有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権

- 6 第1項各号の規定による補てんを受けたお客様は、当該補てんを受けた金額の限度において、前項第1号に掲げる請求権に係る支払の請求を行うことができないものとします。
- 7 第1項各号の規定によりお客様に対し補てんを行った場合、当社は、当該補てんを行った金額の限度において、お客様の有する第5項第2号に掲げる請求権を取得するものとします。

(規程の変更)

- 第14条 この規程は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更されることがあります。
- 2 変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その内容をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更にご同意いただいたものとして取扱います。
- 3 前項の通知は、お客様の当社メッセージボックスへの連絡による方法に代えることができるものとします。
- 4 第2項の通知は、変更の内容が軽微であると判断される場合は、当社ホームページ上の掲示による方法に代えることができるものとします。

以上

(平成23年2月)